

3. 船体上下動等による事故の事例

1 うねりにより右舷船首部が上下動し、右舷前部に腰を掛けていた釣り客 2 人が脊椎骨折

事故の概要：遊漁船（本船、19 トン、1 人乗組み、釣り客 20 人）が南南東進中、うねりにより右舷船首部が上下動し、右舷前部の釣り座（釣りをを行う座席）に腰を掛けていた釣り客 A 及び釣り客 B が上方に跳ね上げられた後落下し、釣り座に臀部を打ち付けて脊椎骨折を負った。

気象海象：晴れ、風向南西、風力 4、視界良好、波高約 0.5～1.0m、波浪注意報発表中

事故の経過

船長は、船体動揺に関する注意事項については、釣り客が承知していると思い、出航前、釣り客に対し、周知していなかった。

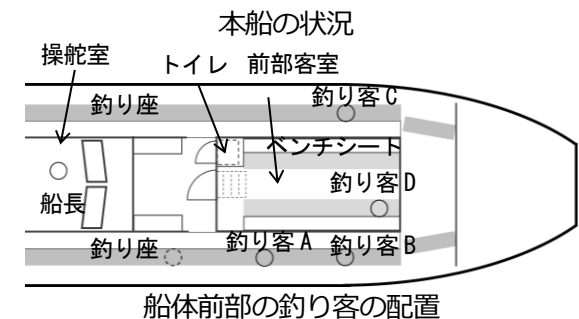
船長は、釣り場に向け南南東進中、うねりが出てきたので、速力を約 15 ノットに減じ、うねりに合わせて回転数を調整しながら航行した。

船長は、釣り場への到着前アナウンスを行い、釣り客 A、釣り客 B は、右舷前部の釣り座に移動した。

釣り客 A、釣り客 B、釣り客 D は、到着前アナウンスの約 5 分後に船体動揺により臀部を打ち付けた。

・船長は、うねりが出てきた後も、波高は低く、減速してからは**大きな船体動揺を感じていなかった**ことから、待機場所を釣り客の自由にさせ、**ふだんどおり**に到着前アナウンスを行った。
・船長は、船体中央部付近の操舵室で操船していたこと、また、右舷前部の釣り客 A 及び釣り客 B の状態を見ていなかったことから、負傷発生時に**船首部の大きな動揺を把握することができなかった**。

原因：本事故は、本船が、うねりがある状況下、約 15 ノットの速力で南南東進中、うねりにより右舷船首部が上下動したため、右舷前部の釣り座に腰を掛けていた釣り客 A 及び釣り客 B が上方に跳ね上げられたのち落下し、釣り座に臀部を打ち付けて負傷したものと考えられる。



再発防止に向けて（事故の防止対策）※水産庁に対する意見の内容を含みます

- ・遊漁船の船長及び遊漁船業者は、釣り客を船体中央部より**後方に移動させる風向、風速、波向、波高等の目安（船速に応じた）**を設けること。
- ・遊漁船の船長及び遊漁船業者は、航行中に目安を超えた場合は、**停船又は十分に減速するなどし、安全を確保してから釣り客を船体中央部より後方に移動させる**こと。
- ・遊漁船の船長及び遊漁船業者は、航行予定海域の風、波等の情報を入手し、目安を超える場合は、釣り客が船体中央部より**後方に移動したことを確認した後に**出航等すること。
- ・遊漁船の船長等は、業務規程の**船体動揺による負傷事故防止に関する規定を遵守**すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（2023（令和 5）年 2 月 16 日公表）

https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2023/MA2023-2-8_2022yh0025.pdf

2 波を受けて船体が上下に動揺した際、前部甲板にいた釣り客3人が脊椎骨折等を負った

事故の概要：遊漁船（本船、4.3トン、1人乗組み、釣り客12人）が北西進中、波により船体が動揺した際、右舷前部の釣り座に腰を掛けていた釣り客3人が、体が宙に浮いた後、甲板等に落下したことにより脊椎骨折等を負った。

気象海象：曇り時々雨、風向南南東、風力5~6、視界良好、波高約1.0m、波浪注意報発表中

事故の経過

本船は、遊漁を行った後帰航を開始し、約15ノットの速力で西北西進した。

船長は、前路に波が発生しており、着岸予定の岸壁へ続く水路の入口付近（本件海域）において、防波堤及び企業岸壁に反射し、波向が様々な方向となるとともに、波高が約1.0mとなっているのを認めた。

前部甲板のクーラーボックス等に腰を掛けていた釣り客3人は、船体が上下に揺れて体が宙に浮いた後、甲板等に落下して腰部に痛みを感じた。



- ・船長は、**本件海域を通過した経験が豊富で、本件海域が沖よりも波高が高くなることを知っていた。**
- ・船長の経験では、過去に本件海域を航行して前部甲板の釣り客が負傷したことがなかった。
- ・船長は、**減速して航行すれば安全に航行できると思い、前部甲板の釣り客を後部甲板に移動させることはしていなかった。**

断崖状の海岸や人工の防波堤などに波が当たると波がはね返され、向きを変えて別の方向に進むことがあります。この現象を反射と呼びます。その際、**入射波と反射波の山が重なり合うと、元の波高の2倍近い波が出現**することもあります。(気象庁ウェブサイトより)

原因：本事故は、本船が本件海域を北西進中、船長が、釣り客3人を前部甲板に乗せた状態で航行を続けたため、波向が様々な方向となるとともに波高が約1.0mとなった波を受けて船体が上下に動揺した際、釣り客3人が体を甲板等に打ったことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故の防止対策）

- ・遊漁船の船長は、**防波堤や岸壁に囲まれた海域**で波が発生すると、**反射により波向が様々な方向となるとともに波高が高くなる**ことがあるので、**海面の状況を確認**しながら航行し、**十分に減速**するなど波の影響による船体動揺の軽減に努めること。
- ・遊漁船の船長は、船体動揺が予測される場合、**釣り客をキャビンまたは後部甲板に移動**させること。
- ・遊漁船の船長は、負傷者が発生した可能性のある場合には、**速やかに乗船者全員に負傷の有無を確認**し、負傷者の発生を知った場合には、**直ちに救急車の手配などの適切な措置**を講じること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。(2022(令和4)年3月24日公表)

https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2022/MA2022-3-14_2021kb0081.pdf